

「ふじのくにエコチャレンジ」実行委員会会計細則

(目的)

第1 この会計細則は、「「ふじのくにエコチャレンジ」実行委員会規約」第9条に基づき、「ふじのくにエコチャレンジ」実行委員会（以下「実行委員会」という。）の経費及び事務局等について定める。

(経費)

第2 県民運動ふじのくにエコチャレンジ事業（CHECK 事業、KIDs 事業を除く。以下実行委員会事業という。）の活動経費は、負担金、協賛金、賛同金をもって充て、負担金、協賛金、賛同金についてはこれ以外の用途に用いない。

(事務局)

第3 「ふじのくにエコチャレンジ」実行委員会事務局（以下「事務局」という。）は、特定非営利活動法人アースライフネットワーク（静岡県地球温暖化防止活動推進センター）が担い、実行委員会名義の銀行口座を用いて適正に管理する。

(予算)

第4 毎年度の活動計画および予算案は、事務局が作成し、毎年度第1回の実行委員会において承認を受け、決定する。

(決算)

第5 毎年度の決算案については、事務局が作成し、翌年度第1回の実行委員会で承認を受け、決定する。

(繰越金)

第6 毎会計年度終了後の委員会の収支決算に剰余金が生じた場合は、次期繰越金としてこれを処分する。なお、当該実行委員会が解散する場合は、繰越金の扱いを別途協議する。

(附則)

この細則は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。